

電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査報告書 （概要）

自治体の取組及び事業者間の相互利用連携に関する実態調査

令和6年5月



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

2023年7月13日

2024年5月29日

2050年
カーボン
ニュートラル
達成



公正取引委員会による後押し ～市場の進展に応じた取組の提言～

EV充電サービスにつき、**高速道路SA・PA上のサービスに関する実態調査**を実施。高速道路会社による複数事業者からの選定等、市場メカニズムの働きを促進する取組を提言。

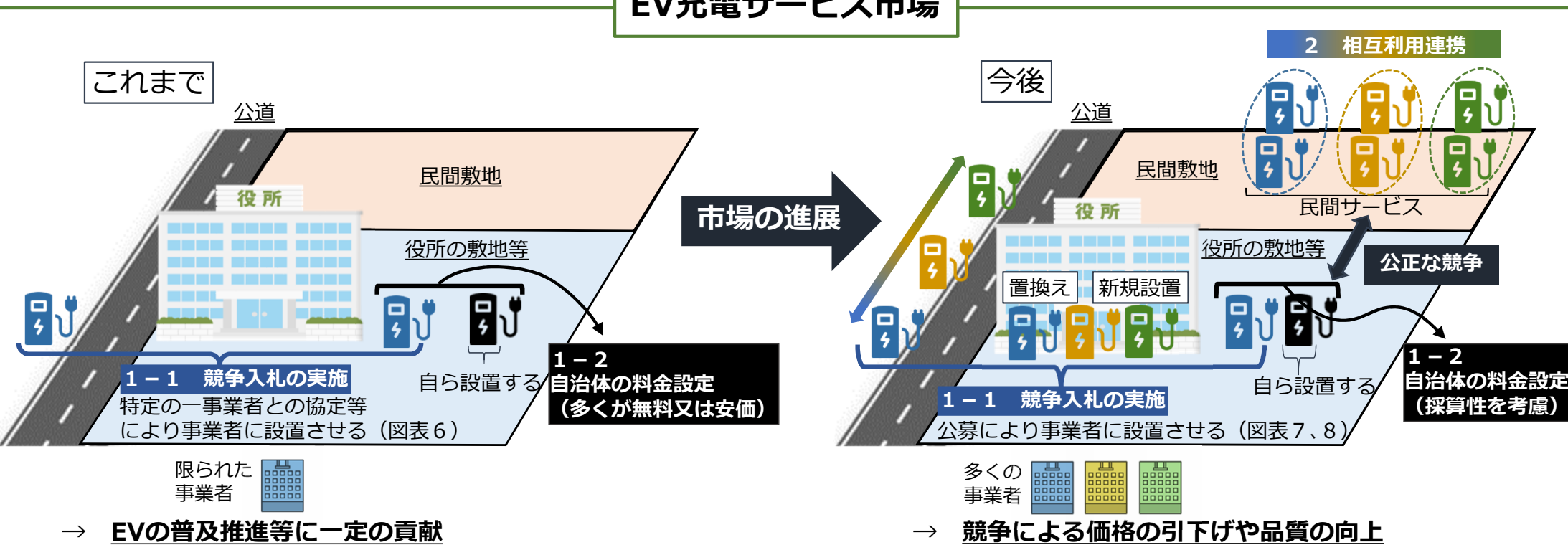
「高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査について」



EV充電サービスにつき、**自治体の取組（役所の敷地内や公道等におけるサービス）及び事業者間の相互利用連携に関する実態調査**を実施。自治体による複数事業者からの選定や事業者間の相互利用連携等、引き続き、市場メカニズムの働きを促進する取組を提言。

「電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査について」

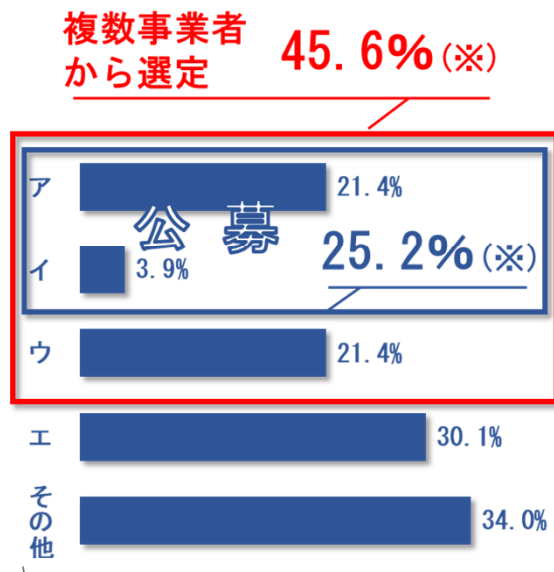
EV充電サービス市場



1-1 競争入札の実施

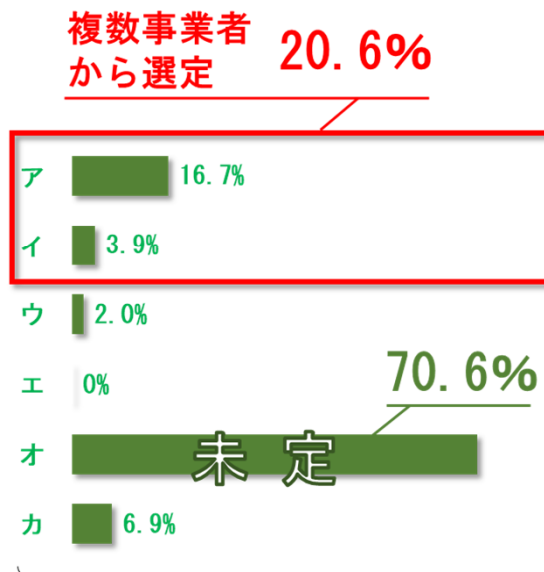
自治体からのアンケート結果

現状：図表 6



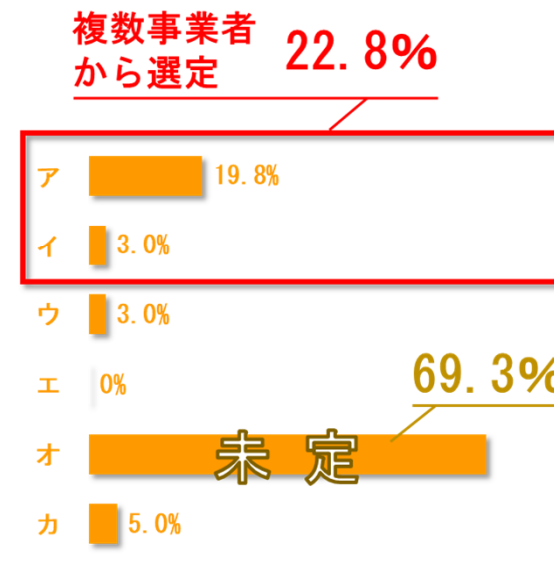
ア 競争入札（複数事業者応札）の上で選定
 イ 競争入札（一社応札）の上で決定
 ウ 見積り合わせの上で随意契約
 エ 見積り等をとることなく随意契約
 ※グラフは複数回答可の設問を集計したものであるため、各選択肢の合計割合とは一致しない。

今後（置換えの場合）：図表 7



ア 競争入札による選定
 イ 見積り合わせの上で随意契約
 ウ 見積り等をとらず、従前の事業者と随意契約
 エ 見積り等をとらず、新規事業者と随意契約
 オ 決めていない
 カ その他

今後（追加設置の場合）：図表 8



自治体からのヒアリング結果

- 無償で設置できる点が事業者選択のポイントとなり導入を決めたため、**入札やプロポーザル方式を導入するという発想はなかなか出ない。**
- 選定の透明性や説明責任を意識している。サービスの違いは必ずしも価格のみではないため、**利用者の利便性も考慮した公募条件を設定したい。**

競争政策上の考え方

自治体によるEV充電器の設置及び一般開放は、事業者の選定方法にかかわらず、我が国のEVの普及推進等に一定の貢献があったと評価できるが、EV充電サービスを提供する事業者が複数存在する現在にあっては、

- 自治体は、**複数の事業者から設置事業者を選定**すること、特に、より多くの事業者が参加可能な公募を実施することが望ましい。
- その際、どのような充電ニーズがあるのかを自治体自身で検討した上で、**価格以外の要素も勘案して公募条件を設定**することが望ましい。

1-2 EV充電サービスの料金設定

自治体からのアンケート結果

- 利用料金の設定主体が自治体であるEV充電器のうち、**78.8%**のEV充電器が、無料又は有料ではあるもののランニングコストを賄えない料金設定により開放されている。
- その理由として、EVの普及を促進するために、利用料金を安価な料金（無料を含む。）に設定しているといった回答が多かった。

EV充電サービス事業者からのヒアリング結果

- 利用が見込めるところで自治体がEV充電器の無料開放を行うことは民業圧迫という観点から望ましくないという認識がある。
- 自治体が設置して無料開放したEV充電器は、電気代、システム開発費等の実際に発生している費用を回収することなく、無料でサービスを提供しているため、EV充電サービス事業として持続可能性があるとはいえない。

競争政策上の考え方

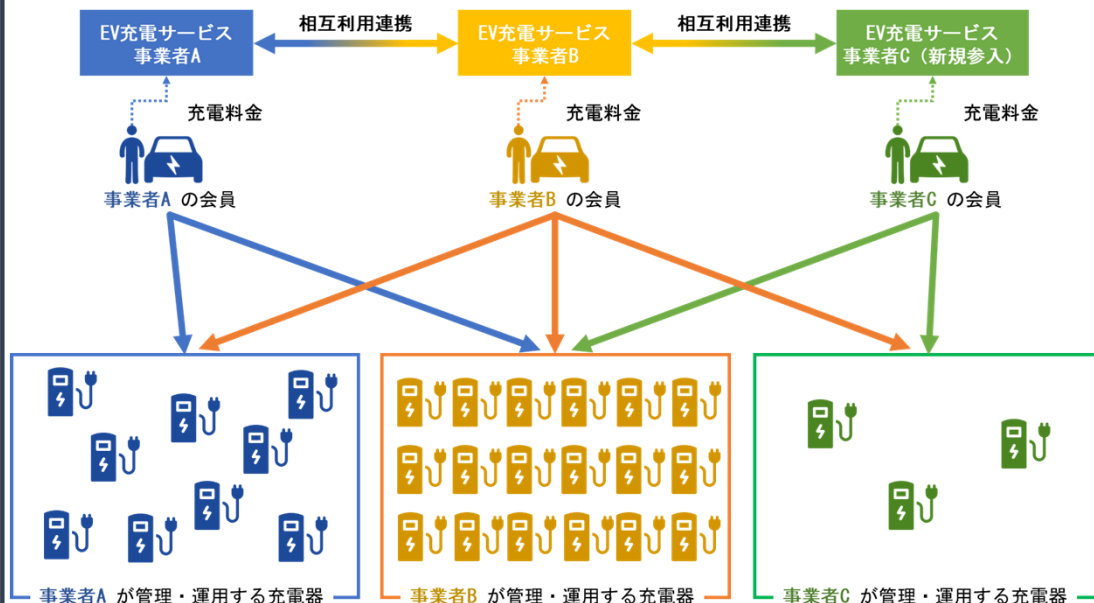
EVの普及推進という政策のために安価な料金設定とすることには一定の合理性が認められ、また、需要が過少で事業者によるEV充電器の設置が期待できない場所において、自治体がEV充電器を無料開放することは問題ないと考えられる一方で、

- 需要がある程度見込まれる場所において民間事業者がEV充電サービスを提供している場合、自治体は、採算を踏まえた上でEV充電器の利用料金を検討して設定することが望ましい。

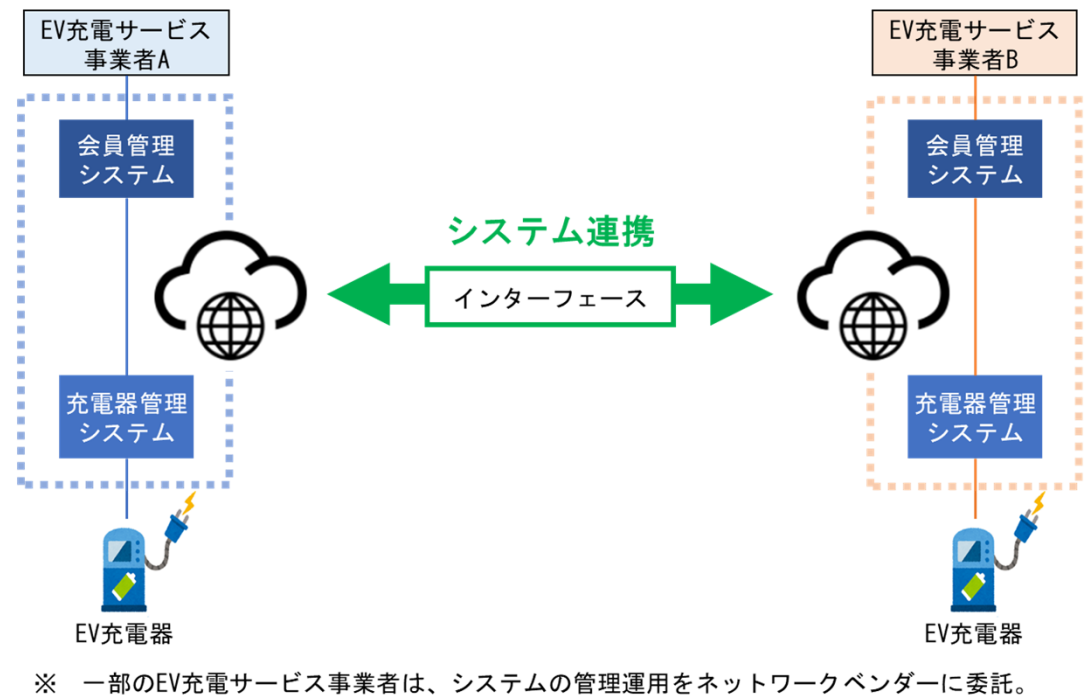
2 EV充電サービス事業者間の相互利用連携

相互利用連携とは

EV充電サービス事業者は、主に会員制によりEV充電サービスを提供。相互利用連携とは、連携先の事業者のEV充電器も自社のEV充電器と同様の条件で利用できるよう、EV充電サービス事業者同士が相互に連携すること。



相互利用連携が行われる場合のシステムの相互関係の例



競争政策上の考え方

- 当事者間で十分に協議された上で定められた公正な条件の下で、相互利用連携を推進することが競争政策上望ましい。
- 自治体は、公道等のEV充電の需要が大きいことが予測される場所にEV充電器を設置する事業者の選定を行う場合は、当該事業者に相互利用連携を行うよう懇諭することが望ましい。
- 今後相互利用連携を行いやすい環境を整備するに当たり、どのようなインターフェースを我が国における標準的なインターフェースとするか等について、関係者間で議論を行うよう、関係省庁である経済産業省が議論の場を設けることが望ましい。

公正取引委員会の今後の取組

本報告書で示した考え方を経済産業省及び自治体に申し入れることにより、これらの機関や事業者において、具体的な対応策の検討や自主的な取組が進展し、EV充電サービスについて公正かつ自由な競争が促進されることを期待する。